公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第５項の規定によって、大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和２年１２月９日

廿日市市長　松　本　太　郎

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

(1)　名称

ブラッセみやうち

(2)　所在地

廿日市市宮内字国広４４４２－１外

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　氏名

オリックス株式会社　代表取締役　井上　亮

(2)　所在地

東京都港区浜松町二丁目４番１号

３　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

２，５８４平方メートル

４　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

０平方メートル

５　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が１０００平方メートル以下となる日

令和２年１０月１２日

６　変更する理由

全店舗が閉店したため

７　届出年月日

令和２年１２月４日